

# 第48回 労働衛生コンサルタント試験

## (労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

### [注意事項]

#### 1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。  
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一間につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

#### 2 受験票には、何も記入しないでください。

#### 3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

#### 4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

#### 5 試験問題はお持ち帰りください。

問 1 事業場の安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 常時100人の労働者を使用する機械修理業の事業場において、安全衛生委員会を設置する場合、当該委員会の議長には総括安全衛生管理者を指名し、議長以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (2) 作業環境測定の実施を必要とする有害業務を行う指定作業場を有する事業場では、測定を委託している作業環境測定機関の作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- (3) 常時500人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、選任すべき衛生管理者は2人以上必要であり、その事業場に専属であって第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することができる。
- (4) 常時500人以上の労働者が有害業務に従事する事業場における専属の産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、総括安全衛生管理者の指示に基づいて、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- (5) 事業者は、常時30人の労働者が<sup>ふっ</sup>弗化水素、亜硫酸等のガスが発散する場所における業務に従事する事業場については、当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。

問 2 粉じん作業を行う事業場における設備、作業の管理等に関する次の記述のうち、粉じん障害防止規則上、正しいものはどれか。

- (1) 屋内作業場において、研磨材を用いて動力により金属を研磨し、又はばり取りする場所における作業を、設備による注水又は注油をしながら行う場合には、局所排気装置等の発散抑制設備の設置は不要であり、また作業を行う労働者に呼吸用保護具を使用させなくてもよい。
- (2) 屋内作業場において、金属をアーク溶接する作業の粉じん発生源については、フードの型式等の要件に適合する局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置しなければならない。
- (3) 屋内作業場における特定粉じん発生源に対する粉じんの発散抑制設備として、密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置が定められており、特定粉じん発生源にはこれらのいずれかの設備を設置しなければならない。
- (4) 特定粉じん発生源に設置するプッシュプル型換気装置で除じん装置を付設するものは、吸引された粉じんによる爆発のおそれがないときに限り、その排風機を除じんする前の空気が通る位置に設けることができる。
- (5) ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業に常時従事させる労働者には、有効な呼吸用保護具として送気マスク又は空気呼吸器を使用させなければならない。

問 3 粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断に関する次の記述のうち、じん肺法令上、正しいものはどれか。

- (1) じん肺管理区分は、じん肺健康診断の結果に基づき、管理1、管理2、管理3（イ及びロ）及び管理4に区分されるが、胸部のエックス線写真の像における大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められる者は管理3ロとなる。
- (2) 事業者は、都道府県労働局長から、常時粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断の結果に基づいて決定されたじん肺管理区分の通知を受けたときは、遅滞なく、当該労働者に対して、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項を通知しなければならない。
- (3) 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理3又は管理4である者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- (4) 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1又は管理2である者に対して、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- (5) 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対して行ったじん肺健康診断に関する記録を作成するとともに、当該記録及びじん肺健康診断に係るエックス線写真を5年間保存しなければならない。

問 4 電離放射線障害防止規則に定める管理区域の明示に関する次の文中の  ～  に入る語句又は数値の組合せとして、正しいものは (1) ～ (5) のうちどれか。

放射線業務を行う事業の事業者は、次のいずれかに該当する区域を管理区域として標識によって明示しなければならない。

- 1 外部放射線による  と空気中の放射性物質による  との合計が3か月間につき  ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
- 2 放射性物質の表面密度が下表に掲げる限度の  を超えるおそれのある区域

表面汚染に関する限度

区 分	限度 ( Bq/cm <sup>2</sup> )
アルファ線を放出する放射性同位元素	4
アルファ線を放出しない放射性同位元素	40

備考 限度の単位 Bq/cm<sup>2</sup> は、ベクレル毎平方センチメートルを示す。

- |                                | A | B   | C     |
|--------------------------------|---|-----|-------|
| (1) 等価線量                       |   | 1.0 | 10分の1 |
| (2) 実効線量                       |   | 1.3 | 10分の3 |
| (3) 実効線量                       |   | 1.0 | 10分の1 |
| <input type="radio"/> (4) 実効線量 |   | 1.3 | 10分の1 |
| (5) 等価線量                       |   | 1.0 | 10分の3 |

問 5 事業者が気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときの措置に関する次の文中の  ～  に入る数値の組合せとして、高気圧作業安全衛生規則上、正しいものは (1) ～ (5) のうちどれか。

- ① 気こう室の床面の照度を  ルクス以上とすること。
- ② 気こう室内の温度が  度以下である場合には、高圧室内作業者に毛布その他の適当な保温用具を使用させること。
- ③ 減圧に要する時間が  時間を超える場合には、高圧室内作業者に椅子その他の休息用具を使用させること。

	A	B	C
(1)	10	5	2
(2)	20	5	1
○ (3)	20	10	1
(4)	30	10	1
(5)	30	15	2

問 6 事務室の環境管理に関し、事業者が講ずべき措置のうち、設備又は器具の点検に関する次のイ～ニの記述について、事務所衛生基準規則上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ 労働者を常時就業させる室の照明設備について、6か月以内ごとに1回、定期的に、点検しなければならない。

ロ 燃焼器具（発熱量が著しく少ないものを除く。）を使用するときは、毎日、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。

ハ 機械による換気のための設備について、はじめて使用するとき、分解して改造又は修理を行ったとき及び3か月以内ごとに1回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、2か月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検しなければならない。

- （１）イ      ロ
- （２）イ      ハ
- （３）イ      ニ
- （４）ロ      ハ
- （５）ハ      ニ

問 7 労働安全衛生規則に基づく衛生基準に関する次の文中の  ～  に入る語句又は数値の組合せとして、正しいものは (1) ～ (5) のうちどれか。

- ① 事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる  を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。
- ② 事業者は、著しい騒音を発する所定の屋内作業場について、6か月以内ごとに1回、定期的に、 を測定しなければならない。
- ③ 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、精密な作業を行う場合は、特殊な作業を行う作業場を除き、 ルクス以上にしなければならない。
- ④ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場においては、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、換気が十分行われる性能を有する設備を設けたときを除き、常時床面積の  以上になるようにしなければならない。

	A	B	C	D
(1) 休憩の設備		最大騒音レベル	500	20分の1
(2) 休養室又は休養所		最大騒音レベル	500	10分の1
(3) 休憩の設備		等価騒音レベル	500	10分の1
<input type="radio"/> (4) 休養室又は休養所		等価騒音レベル	300	20分の1
(5) 休憩の設備		等価騒音レベル	300	20分の1



問 8 安全衛生教育について、事業者が講ずべき措置等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 雇入れ時の教育において、業種によらず行わなければならない事項には、作業手順に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び退避に関することが含まれる。
- (2) 建設業の事業場では、新たに職務につくこととなった職長、作業主任者その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生のための職長等教育を行わなければならない。
- (3) 第一種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する衛生のための特別教育を行わなければならない。
- (4) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。
- (5) 特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを5年間保存しておかなければならない。

問 9 長時間労働者に対して事業者が行う面接指導に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

なお、時間外・休日労働時間とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいうものとする。

イ 労働者は、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合は、あらかじめその旨を書面で事業者に提出しなければならない。

ロ 事業者は、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた全ての労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。

ハ 事業者が面接指導を実施するために行う労働時間の状況の把握は、タイムカードによる記録のほか、パーソナルコンピュータの使用時間の記録によることもできる。

ニ 事業者は、面接指導の結果に基づき、実施年月日、労働者の氏名、面接指導を行った医師の氏名、労働者の疲労の蓄積の状況、労働者の心身の状況及び面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見を記載した記録を作成して、これを7年間保存しなければならない。

(1) イ       ハ

(2) イ       ニ

(3) ロ

(4) ロ       ニ

○ (5) ハ

問10 次のイ～ニの機械等について、労働安全衛生法令上、型式についての検定を受けなければならないもののみを挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

- イ 透過写真撮影用ガンマ線照射装置
- ロ レーザー用保護眼鏡
- ハ 空気呼吸器
- ニ ハロゲンガス用防毒マスク

- (1) イ      ロ
- (2) イ      ハ
- (3) ロ      ニ
- (4) ハ
- (5) ニ

問11 労働安全衛生法令に基づき実施する次の作業環境測定のうち、作業環境測定士による測定が義務付けられていないものはどれか。

- (1) 放射線業務を行う屋内作業場の管理区域に該当する部分について行う、外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定
- (2) 特定化学物質の第一類物質を製造する屋内作業場について行う、空気中の当該第一類物質の濃度の測定
- (3) 鉛合金を製造する工程における鉛の溶融の業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場について行う、空気中の鉛の濃度の測定
- (4) 常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場について行う、空気中の粉じんの濃度の測定
- (5) 第一種有機溶剤等を常時取り扱う屋内作業場について行う、空気中の有機溶剤の濃度の測定

問 1 2 次の記述のうち、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）上、正しいものはどれか。

- (1) タンク等の内部において有機溶剤含有物を用いて塗装の業務を行う場合であって、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えず、かつ、その作業場を有する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長の認定を受けたときは、当該業務については、有機則の規制が適用されない。
- (2) 事業者は、有機則に基づき設置したプッシュプル型換気装置を使用しているときは、原則として1年以内ごとに1回、定期自主検査を実施し、その所定の事項を記録して3年間保存しなければならない。
- (3) 有機則に基づき設置する囲い式フード型の局所排気装置の制御風速については、そのフードの開口面における平均風速が毎秒0.4メートル以上でなければならない。
- (4) 事業者は、有機溶剤含有物を用いて行う建築物の屋上及び外壁の防水の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤等健康診断を行わなければならない。
- (5) 屋内作業場の床に有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務を行う場合で有機溶剤の蒸気の発散面が広いため、局所排気装置の設置が困難であるときは、当該作業場の床面積に応じて算定される所要の換気量を出し得る能力を有する全体換気装置を設けて作業させることができる。

問 1 3 危険物又は有害物の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 製造等が禁止されている有害物を試験研究のために製造する場合には、あらかじめ、当該有害物を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に製造許可申請書を提出し、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- (2) 名称等を表示すべき有害物を容器（主として一般消費者の生活の用に供するためのものを除く。）に入れて提供する者は、その有害物の名称、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等所定の事項をその容器に表示しなければならない。
- (3) 名称等を通知すべき有害物を提供する（主として一般消費者の生活の用に供される製品として提供する場合を除く。）者は、その有害物の名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用等所定の事項を文書の交付により提供する相手方に通知しなければならないが、磁気ディスクの交付、その他の方法であって相手方が承諾した方法により通知することができる。
- (4) 名称等を表示すべき危険物若しくは有害物又は名称等を通知すべき危険物若しくは有害物を原材料等として新規に採用し、又は変更するときは、当該危険物又は有害物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
- (5) 新規化学物質を製造しようとする事業者は、あらかじめ、当該新規化学物質の有害性の調査を行わなければならないが、一の事業場における1年間の製造量が1トン以下である旨の厚生労働大臣の確認を受け、その確認を受けたところに従って当該新規化学物質を製造する場合には、この限りでない。

問 1 4 特定化学物質の製造等に係る措置に関する次の記述のうち、特定化学物質障害予防規則上、誤っているものはどれか。ただし、同規則に定める適用除外はないものとする。

- (1) 特定第二類物質を製造する設備については、原則として、密閉式の構造のものとしなければならない。
- (2) 管理第二類物質を製造する作業場の床は、耐腐食性の材料で造らなければならない。
- (3) 特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業のうち、特別有機溶剤業務に係る作業（試験研究のために取り扱う作業を除く。）については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。
- (4) 特別管理物質を製造する作業場には、特別管理物質の名称、特別管理物質の人体に及ぼす作用、特別管理物質の取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。
- (5) 第一類物質を製造しようとする者は、あらかじめ、当該物ごとに、かつ、当該物を製造するプラントごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

問 1 5 石綿障害予防のため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、石綿障害予防規則上、正しいものはどれか。

- (1) 建築物の解体等の作業を行う場合、当該建築物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかであるときには、石綿等の使用の有無について、目視、設計図書等による事前調査を省略することができる。
- (2) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業を行うときに、あらかじめ作成すべき作業計画は、作業の方法及び順序、石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法、作業環境測定及び健康診断の実施予定が示されているものでなければならない。
- (3) 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、他の作業場所から隔離を行った作業場所で、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させなければならない。
- (4) 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける局所排気装置には、重量法で測定した粒径分布において最大頻度を示す石綿等の粉じんの粒径が5マイクロメートル未満の場合には、マルチサイクロンによる除じん方式による除じん装置を設けなければならない。
- (5) 石綿等を製造し、又は取り扱う事業者が事業を廃止しようとするときは、試験研究のために製造する事業者を除き、石綿関係記録等報告書に、石綿等に係る作業の記録、作業環境測定の記録、石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(終 り)